

長門市立図書館雑誌スポンサー募集要項

1 募集の目的

民間事業者等が図書館に配架する雑誌を広告媒体として活用することにより、情報発信の場を提供するとともに、図書館資料購入のための財源を確保し図書館サービスの充実を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー（広告主）に雑誌の購入代金を負担していただき、広告を掲示した雑誌を図書館に配架します。広告は雑誌の最新号のカバー表面に雑誌スポンサー名を掲示し、裏面に独自の広告を掲示することができます。

なお、購入代金を負担していただいた雑誌は図書館の所有となります。

3 雑誌スポンサー及び広告の内容

- (1) 雑誌スポンサーは、事業を行っている個人、企業及び団体等とし、長門市広告掲載の基準に関する要綱第 5 条に掲げる規制業種または事業者に係るものは掲示しません。
なお、広告の掲示期間中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。
- (2) 広告の内容は図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、長門市広告掲載要綱第 3 条及び長門市広告掲載の基準に関する要綱第 6 条に該当するものは掲示しません。

4 対象とする雑誌及び配架図書館

- (1) 図書館が作成した「雑誌リスト」（別表第 2）により選定していただきます。提供雑誌によって配架する図書館が本館と分館の両方該当するものがありますので、その場合はどちらの館か雑誌スポンサー申込者に選択していただきます。
- (2) 「雑誌リスト」（別表第 2）に希望する雑誌がない場合は、図書館にご相談ください。
- (3) 雑誌の配架位置は館長が決定します。

5 広告の規格等及び広告の変更

広告の規格及び表示方法については、「広告の規格等」（別表第 1 号）により、次のとおりとします。

- ① カバー表面にスポンサー名等の表示をします。表示の大きさ縦 4 c m、横 13 c mとし、貼付位置は、カバー底辺から 4 c m上部とします。白地に黒文字での表示とします。表示は図書館で作成します。
- ② カバーの裏面に広告を掲示できます。広告は片面印刷のものとし、大きさは雑誌リスト記載のサイズとします。広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。広告内容は四半期ごとに変更できます。

6 広告掲示の期間

広告掲示の期間は原則として 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、年度の途中からの場合は、掲示を決定した月の翌月から翌年の 3 月 31 日とします。

また期間満了の 2 ヶ月前までに、雑誌スポンサーから中止の届出がない場合は、自動的に 1 年間更

新するものとし、その後も同様とします。

7 申込の受付

申込は随時受け付けます。

8 申込方法

- (1) 「長門市立図書館雑誌スポンサー制度申込書」(別記様式第 1 号)に必要事項を記入・押印し、次の添付書類とともに郵送またはお持ちいただくかの方法で提出してください。
 - ① 会社概要等(業種等がわかるもの)、個人事業主は身分証明書等
 - ② 広告図案及び原稿
- (2) 希望が重複した場合は先着順とします。

9 契約

雑誌スポンサーの決定は、「長門市立図書館雑誌スポンサー決定(却下)通知書」(別記様式第 2 号)により通知します。雑誌スポンサーに決定した場合は、「長門市立図書館雑誌スポンサー制度覚書」(別記様式第 3 号)により図書館と雑誌スポンサーの間で契約を締結します。

10 提供雑誌購入代金の支払い方法

- (1) 広告を掲示する雑誌の購入費は、図書館が指定する納品業者と契約の上、納品業者に直接お支払いください。
- (2) 雑誌スポンサーと雑誌納品業者との購入契約の内容(購入期間、支払方法等)について、図書館は一切関知しません。

11 雑誌提供の中止

雑誌スポンサーが広告の掲示及び雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の 2 ヶ月前までに届出書を提出してください。

12 雑誌スポンサーの取消し

次のいずれかに該当する場合は雑誌スポンサーを取消し、広告の掲示及び雑誌の提供を中止します。

- (1) 雑誌スポンサーが広告掲示及び雑誌提供の中止を届出た場合。
- (2) 広告の掲示期間中に、雑誌スポンサーが長門市広告掲載の基準に関する要綱第 5 条に掲げる規制業種または事業者該当することが判明した場合。
- (3) 館長が雑誌スポンサーとして適切でないと認めた場合。

なお、上記の規定により広告の掲示を中止した場合は、雑誌の購入費用の補償等はありません。

13 申込・受付先及びお問い合わせ先

〒759-4106 長門市仙崎 441 番地 1 長門市立図書館 担当：松永

TEL 0837-26-5123 FAX 0837-26-2775 メールアドレス ○○

なお持参される場合は、長門市立図書館開館日(月曜日・第 1 水曜日、祝日、年末年始は休館)午前 9 時 30 分から午後 6 時(土日祝日は午後 5 時まで)の間にお越しください。

(別表第1)(第3条関係)

広告の規格等

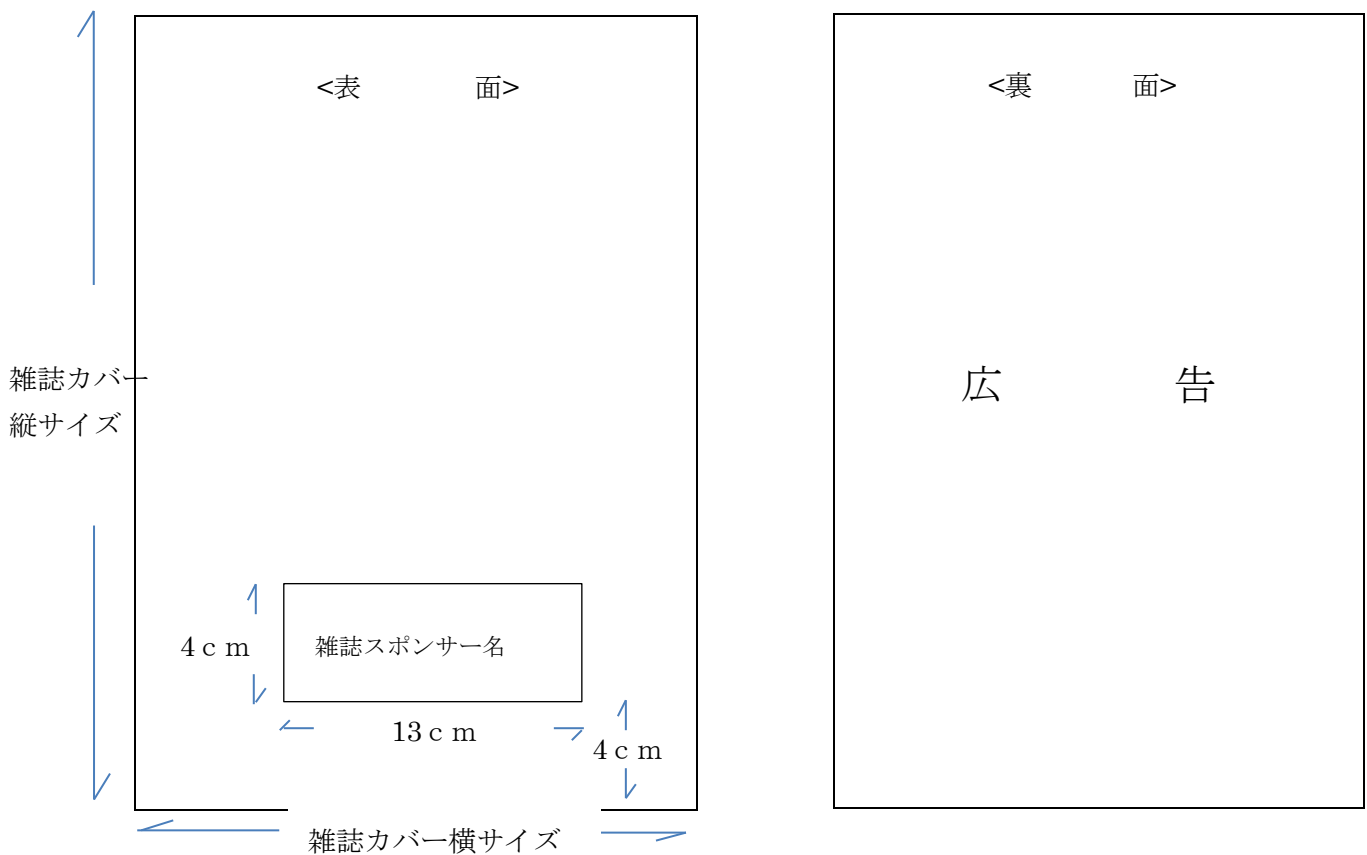
1. 表紙側 【図書館作成】

- ・雑誌スポンサー名は「△△(雑誌名)は○○(業者名)様から提供されました」と表示する
- ・表示サイズは縦4cm、横13cmとする
- ・文字は白地に黒色とする
- ・貼付位置は最新号カバー底辺から4cm上部中央とする

2. 裏表紙側 【雑誌スポンサー作成】

- ・広告チラシは最新号カバーに収まるサイズで、片面印刷のものとする

最新号カバー (透明ビニール製)



参考

長門市広告掲載要綱（抜粋）・長門市広告掲載の基準に関する要綱（抜粋）

長門市広告掲載要綱（抜粋）

平成20年7月1日告示第85号

（広告掲載の範囲）

第3条 広告媒体に掲載できる民間企業等の広告は、市民生活に関連したもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告的なもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 市税等（法人にあっては法人に係る市税等、個人事業主にあっては個人に係る市税等をいう。）の滞納がある者に係るもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると認められるもの

長門市広告掲載の基準に関する要綱（抜粋）

平成20年7月1日要綱第23号

（掲載しない業種又は事業者）

第5条 次に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける風俗営業と規定される業種
 - (2) 風俗営業類似の業種
 - (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
 - (4) ギャンブルに関するもの
 - (5) 社会問題を起こしている業種又は事業者
 - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
 - (7) 占い又は運勢判断に関するもの
 - (8) 興信所、探偵事務所等
 - (9) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
 - (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
 - (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生及び更生手続中の事業者
 - (12) 各種法令に違反しているもの
 - (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- （掲載基準）

第6条 次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉き損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 個人の慶弔に関するもの
- キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ケ 社会的に不適切なもの
- コ 国内世論が大きく分かれているもの
- サ 肖像権、著作権又はパブリシティ権(有名人の氏名又は肖像を財産的に利用する権利をいう。)を侵害しているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現(例えば、「世界一」「一番安い」等の表現をいう。ただし、根拠となる資料を提出したものを除く。)
- イ 射幸心を著しくあおる表現(例えば、「今が最後のチャンス」「これが最後のチャンス」等今購入しないと次はないという意味を含んだ表現等をいう。)
- ウ 人材募集広告で労働基準法(昭和22年法律第49号)等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の目的又は内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品若しくはサービスを推奨し、保証し、又は指定しているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例、広告内容に関連する等表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

(業種ごとの基準)

第10条 市長は、次の各項目に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査するものとする。この場合において、医療、老人保健施設、選挙、墓地、古物商、リサイクルショップ等

に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれのあるものについては、事前に県等関係機関に相談するものとする。

(1) 人材募集広告

人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあつ旋の疑いのあるもの並びに商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さ及び授業料又は受講料の安価さを強調する表現（例えば、「1箇月で確実にマスターできる」等の表現をいう。）は、使用しない。

(3) 学習塾、予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示するものとする。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものは、掲載しない。

(4) 外国大学の日本校

日本の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学ではないものは、その旨を明確に（例えば、「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」等の表現をいう。）表示するものとする。

(5) 資格講座

ア 講座を受講するだけで、国家資格が取れるような表現又はあたかも国家資格のような紛らわしい表現は行わず明確に（例えば、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」「この資格は国家資格ではありません。」等の表現をいう。）表示するものとする。

イ 資格講座に見せかけて商品販売や資金集めを目的としたものは、掲載しない。

ウ 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認される表現は、使用しない。

(6) 病院、診療所、助産所

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう、柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は、掲載しない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は掲載しない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は、掲載しない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）、保健機能食品等の健康食品

薬事法（昭和35年法律第145号）第66条、第67条及び第68条の規定に抵触するもの並びに医薬品等適正広告基準（昭和55年厚生省薬務局長薬発第1339号）に準じていない広告は、掲載しない。

(9) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現は、使用しない。

イ サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表現（例えば、「長門市事業受託事業者」等の表現をいう。）は、使用しない。

ウ 有料老人ホームについて、有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告

示第3号)に抵触する広告は、掲載しない。

エ 有料老人ホームについて、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は、すべて表示するものとする。

オ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名を明記する。

(10) 墓地等

県知事の許可を取得した事業所等に係るものとし、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記するものとする。

(11) 不動産業

ア 名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記するものとする。

イ 不動産物件の広告は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記するものとする。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約(平成17年公正取引委員会告示第23号)及び不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(平成15年公正取引委員会告示第3号)に従うものとする。

エ 契約を急がせる表示(例えば、「早い者勝ち」「残り戸数あとわずか」等の表現をいう。)は、使用しない。

(12) 弁護士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定するものとする。

(13) 旅行業

ア 主催旅行に関する広告の表示基準等について(平成8年運輸省運輸政策局観光部長運観旅第73号)に従うものとする。

イ 登録番号、所在地、補償の内容を明記するものとする。

ウ 不当表示(例えば、白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等の表示をいう。)に注意するものとする。

(14) 通信販売業

返品等に関する規定を明確に表示するものとする。

(15) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告とする。

イ タレント、犯罪被害者の人権又はプライバシーを不当に侵害するような表現がないものとする。

ウ 青少年健全育成の観点から、適正なものとする。

(16) 映画、興業等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは、掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは、掲載しない。

エ 青少年健全育成の観点から、不適正なものは、掲載しない。

オ 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を明確に表示するものとする。

(17) 古物商、リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けたものとする。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示(例えば、「回収」「引取り」「処理」「処分」「撤去」「廃棄」等の表現をいう。)は、使用

しない。

(18) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定するものとする。

イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等するものをいう。）するものは、掲載しない。

(19) 結婚相談所・交際紹介業

ア 掲載内容は、名称、所在地、代表者及び一般的な事業案内等に限定するものとする。

イ プライバシー保護のための方針を持っている事業所であるものとする。

(20) 掲載しない業種の企業による掲載しない業種に関するもの以外の内容の広告は、この要綱に定められた規制の範囲内でその掲載を認めるものとする。

(21) 第1号から第20号までに該当しない業種の広告は、この要綱（第4条に基づき個別に基準を定めたものを含む。）により、掲載の可否、内容を審査するものとする。

(22) その他、表示について注意を要する事項

ア 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠（例えば、「メーカー希望小売価格の50パーセント引き」等の表示をいう。）を明示するものとする。

イ 比較広告は、主張する内容が客観的に実証されているものに限る。

ウ 無料で参加又は体験ができるもので、費用がかかる場合があるものは、その旨明確に（例えば、「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります」等の表現をいう。）表示するものとする。

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告は、掲載しない。

オ 肖像権又は著作権の無断使用があるものは、掲載しない。

カ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づいた公正取引委員会による告示及び運用基準（例えば、宝石にはメーカー希望価格はないため、「メーカー希望価格の50パーセント引き」という表現はできないことなどをいう。）を遵守するものとする。

キ アルコール飲料又はタバコの広告については、未成年者の飲酒・喫煙禁止の文言（例えば、「お酒は20歳を過ぎてから」等の表現をいう。）を明示するものとする。この場合において、飲酒又は喫煙を誘発するような表現（お酒を飲んでいる姿等）は掲載しないものとする。